

岩手県告示第388号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 171号	消石灰	70粒状消石灰	アルカリ分 70.0 %	—	株式会社東北鉄 興社	岩手県一関市東 山町松川字滝の 沢198番地	令和12年 5月26日